

尾張旭市信用保証料補助金のご案内

市内の中小企業者の方が、愛知県の融資制度である「小規模企業等振興資金」、「経済環境適応資金」のサポート資金（セーフティネット、経営あんしん、経済対策特別）及び創業等支援資金」の融資を受けた場合に信用保証料を補助しています。

■ 対象者（以下の要件をすべて満たす方）

- 1 市内に主たる事業所を有し、対象となる融資制度を受けた方
- 2 同一資金の融資に係る信用保証料の補助等を他の市町村で受けていない方
- 3 同一年度に尾張旭市信用保証料補助金の交付を受けていない方
- 4 市税の滞納がない方

■ 対象となる融資制度・補助額

融 資 制 度		資金使途	補助率	補助限度額
小規模企業等 振興資金	通常資金	運転 設備	50%	20万円 (同一年度1回)
	小口資金			
経済環境適応資金	セーフティネット			
	経営あんしん			
	経済対策特別			
	創業等支援資金			

■ 申請についての注意事項

- 1 融資完了の日から30日以内に申請してください。
- 2 申請時に市税の滞納を確認した場合、申請書類を受付することはできません。
滞納分の市税を完納の上、融資完了から30日以内に滞納分の領収証書等を添えて申請書類を提出してください。再提出ができない場合は、本補助制度の交付対象外となります。
- 3 繰上償還された場合、償還分は補助対象となりません。

■ お問い合わせ先

尾張旭市役所 産業課 庶務係

電 話：0561-76-8185（ダイヤルイン）

メール：sangyo@city.owariasahi.lg.jp